募集要領

令和８年１１月２日

１　業務件名

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地における自動販売機の設置及び経営

２　概要

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、自動販売機の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

３ 応募資格

(1) 防衛省競争参入資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者

(2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(7) 暴力団又は暴力団員及び第７号から第１０号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

４　設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 使用許可期間（委託期間）

ア　“公告”第３項参照

イ　自動販売機の設置及び撤去に要する期間は本使用許可期間で行うこと。

(3) 使用料

面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。なお、光熱水料は別途徴収する。

(4) その他

“仕様書（その１）” 及び“仕様書（その２）”参照

５　応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ｱ) 申請書（別紙第１）　１部

(ｲ) 企画提案書（別紙第２）　３部

次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a　主な販売予定商品・販売価格表（別紙第３）３部

b　商品の供給体制

c　ゴミ（空容器回）等廃棄物の回収及び処分方法

d　電子マネーの対応及びポイント付加等の購入時のサービスの有無

（電子マネー等への対応可否及び使用可能な場合の種類、商品購入の際のポイント付加の有無及びそれ以外の商品購入時のサービスの有無）

e　設置する自動販売機の機種、サイズ及び１台当たりの年間消費電力（別紙第４）　３部

f　省エネルギー・環境対策に係る提案

g　災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能（災害発生時、自動販売機に対応する機能があれば詳細に記載）

h　メンテナンス及びアフターサービスについて

i　営業所等の所在地及び営業時間・営業所から設置場所までの所要時間

j　従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

k　クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

l　衛生管理方法及び過去３年間の法令遵守状況

m　防衛省における営業方針（職員が利用する際の利点、他の場所に設置している自動販売機と防衛省に設置予定の自動販売機の違い等）

n　会社概要

o　その他のアピールポイント

(ｳ) 企画提案書付属書類　３部

自動販売機本体及びゴミ箱の仕様が記載されたカタログ等、販売商品カタログその他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等

(ｴ) その他関係書類

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

a　業務確約書（別紙第５）　１部

b　戸籍抄本等　１部

個人にあっては戸籍抄本を、法人である業者にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）で、それぞれ発行後３か月以内のもの

c　営業経歴書　３部

会社の商号・所在地、代表者役員・氏名、沿革（営業年数)、役員や従業員数等の概要、営業品目及び営業所の所在地。これらの内容は任意様式とするも左記が記載されたパンフレット等でも可

d　財務諸表　１部

(a)　個　人

直近の（申請日直前１年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書の写し

(b)　法　人

直近の（申請日直前１年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等の写し

ｅ　直近の法人税又は所得税に関する納税証明書　１部
それぞれ発行後３か月以内のもの
(a)　個　人
その３の２
(b)　法　人
その３の３
ｆ　会社概要（任意様式、パンフレット可）　３部
ｇ　印鑑証明書　１部
発行後３か月以内のもの
ｈ　都道府県知事等の発行した営業許可書の写し(営業許可を必要とする業種)　１部
ｉ　誓約書（別紙第６－１、別紙第６－２）　各１部
ｊ　役員名簿（別紙第７）　１部
注：全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、ｂ、ｃ、ｄ及びｅ定める書類に代えることができる。

イ　提出先
“公告”第１０項参照
ウ　提出期限
令和８年１２月３日（木）午後４時４５分まで

(2) 応募者の失格
次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。
ア　提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
イ　提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
ウ　提出書類等に虚偽の記載があった場合
エ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
オ　過去（又は現在)、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合
クその他違反と認められる場合
カ　提示した国有財産使用料が、今年度の金額未満の場合
キ　その他、違反と認められる場合

(3) 提案書類修正の禁止
原則として、提出後は書類の変更（修正、差替え、削除、追加）を禁止する。

6　選考の方法
提出された企画提案書等に基づき、書類選考等による総合的審査の上、業者を決定する。また、企画提案内容及び実施能力等が同棟と判断され、審査により決しない場合には、乙の職員による抽選により決定する。決定業者に辞退及び失格があったときは、次点の者を候補者とする。なお、いかなる理由であっても業者決定結果及び業者決定後の自動販売機設置場所については、異議を申し立てることができないものとする。

7　業者決定後の提出書類
自動販売機の設置及び経営業者として決定された者は以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類
ア　国有財産使用許可申請書及び付属書類
イ　設置しようとする自動販売機の機種等

(2) 提出先
“公告”第１０項参照

(3) 提出期限
令和９年１月１５日（金）午後４時４５分まで

別紙第１

令和　　年　　月　　日

申　請　書

陸上自衛隊
　滝ヶ原駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
(ﾌﾘｶﾞﾅ)
商号又は名称
(ﾌﾘｶﾞﾅ)
代表者の氏名　　印

法人・個人の別　　法人　・　個人
(ﾌﾘｶﾞﾅ)
担当者氏名：
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ：

静岡県御殿場市中畑２０９２－２に所在する陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地において、自動販売機を設置し、運営を行うことについて希望するので申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う機種〉
・自動販売機

（国有財産使用料）
屋内設置販売機（建物使用）

年額　　円／㎡（税抜き）　　年額　　円／㎡（税込）
（設置後支払う１平方メートルあたりの年間国有財産使用料を記入すること）

※　商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用

別紙第２

企画提案書

会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ア　主な販売予定商品・販売価格表（別紙第３を使用）
イ　商品の供給体制
ウ　ゴミ（空き容器）等廃棄物の回収及び処分方法
エ　電子マネー等の対応及びポイント付加等の購入時のサービスの有無 （電子マネー等への対応可否及び使用可能な場合の種類、商品購入の際のポイント付加の有無及びそれ以外の商品購入時のサービスの有無）
オ　設置する自動販売機の種類、サイズ及び１台当たりの年間消費電力（別紙第４を使用）
カ　省エネルギー・環境対策に係る提案
キ　災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能 （災害発生時、自動販売機に対応する機能があれば詳細に記載）
ク　メンテナンス及びアフターサービスについて
ケ　営業所等の所在地及び営業時間・営業所から設置場所までの所要時間
コ　従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
サ　クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処
シ　衛生管理方法及び過去３年間の法令遵守状況
ス　防衛省における営業方針 （職員が利用する際の利点、他の場所に設置している自動販売機と防衛省に設置予定の自動販売機の違い等）
セ　会社概要（本文第５項(1)ア(ｴ) f を提出している場合省略可）
ソ　その他のアピールポイント

注：行幅は適時拡張可

別紙第３

主な販売予定商品・販売価格表（食品用）

ﾒｰｶｰ名	商品名	種別	容量	販売価格（円）	市場価格（円）

注：メーカー名及び商品名については五十音順にて記載すること。

別紙第４

設置する自動販売機の種類等

設置場所	機種・型番	サイズ （横幅 cm×奥行 cm）	年間消費電力 （Kwh/年）	備考
３５号建物				

注：仕様が記載されたカタログ等を添付すること（写し可）

別紙第５

業　務　確　約　書

令和　　年　　月　　日

陸上自衛隊
滝ヶ原駐屯地業務隊長　殿

「陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地における自動販売機の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
商号又は名称
(ﾌﾘｶﾞﾅ)
代表者の氏名　　印

法人・個人の別　　法人　・　個人

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
担当者氏名：
電　　話：

Ｆ　Ａ　Ｘ：

※　商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

別紙第６－１

誓　約　書

□私
□当社
は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記２に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記３の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。） の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。） が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） 又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

２　公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

３　警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（ ※１）、政治活動標ぼうゴロ（ ※２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※１ 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※２ 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
北関東防衛局長　殿

令和　　年　　月　　日

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名　　印

別紙第６－２

誓　約　書

□私
□当社
は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記２に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記３の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。） の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。） が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） 又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

２　公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

３　警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（ ※１）、政治活動標ぼうゴロ（ ※２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※１ 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※２ 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊
滝ヶ原駐屯地業務隊長　殿

令和　　年　　月　　日

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名　　印

１１」
別紙第７

役　員　名　簿

令和　　年　　月　　日

商号又は氏名				
所在地				
役員名	(フリガナ) 氏　名	生年月日	性別	住　所